

第3章

公共事業における景観形成の基本姿勢

3-1. 安全性・利便性・経済性・環境・景観の全てに配慮

これまで公共施設の整備にあたっては、主に安全性・利便性・経済性を優先して考えてきました。

しかし、人口減少時代となった今、地域の魅力を引き出し、地域の活性化を図るためには、貴重な観光資源となり得る美しい景観が必要とされます。また、県民の日々の生活に景観は密接した関係があります。例えば、「朝日を浴びる南アルプスを見て、元気づけられる」、「夕日を浴びる富士山をみて癒される」などです。

そのためには、公共事業においても、各市町村の景観計画を的確に反映させるとともに、利用する人や目にする人が快適に感じる整備が必要です。このため、これからの公共施設の整備は安全性・利便性・経済性・環境に加えて景観への配慮が必要です。



図 3.1 日々の生活と景観の関係のイメージ

事例紹介

景観への配慮は、地域経済や地域活性化に繋がります。具体的な効果が見られた例を紹介します。
景観改善に伴う商店街の地価上昇（愛媛・ロープウェイ通り）

市の中心商店街と住宅地に挟まれた交通の通過点であり、商店街が次第に沈滞していきました。この対策として歩行環境の改善を目的に、歩道幅員を拡大する道路空間の再配分のほか、無電柱化、沿道の店舗看板の統一化や道路附属物の更新等が実施されています。

これらの整備により、歩行者交通量が3.5倍に増加、沿道の営業店舗数が1.5倍に増加したほか、地方都市の地価が下降する中で路線価が12.6%上昇し、**全国でもトップクラスの地価上昇率**となっています。

【整備前】



【整備後】



写真 3.1

※参考文献 3-1 より

※数値は、整備前（平成15年）と整備後（平成19年）の比較結果

景観改善に伴う観光客の満足度向上（静岡・三保松原）

「三保松原」の富士山世界文化遺産の構成資産への登録に向けて、世界各地から多くの観光客が訪れることが想定されました。そのアプローチにあたる三保街道についても世界遺産にふさわしい景観形成が求められたことから、富士山への眺望改善に寄与する**速効的対策として上空の横断架空線が撤去**されました。これは、将来の抜本的対策となる4車線化とこれに併せた無電柱化事業に先行して行われたものです。

この整備により景観阻害要素が排除され、直接的に世界遺産へのアプローチ道路に相応しい眺望景観として一定の改善が見られたほか、**観光客の満足度の向上**に寄与しています。

【整備前】



【整備後】



写真 3.2

※資料提供：静岡市

3-2. 地域性を考える

公共事業を行う地域には、自然、歴史、文化等、それぞれの特性があります。

公共施設の構想及び計画で、景観を配慮する際には、これら地域の特性を適切に把握し、地域における、ふさわしい存在感とする必要があります。

公共事業における景観への配慮とは、個々の公共施設を **その場にふさわしいものにする**ことであり、施設の機能と無関係な、目立つことを目的とした装飾や、地域の個性を短絡的に表現するデザインは使用しないことです。



写真 3.3 山並みのパノラマ

甲府市中心部の市街地、背後の片山や要害山などの山地、その奥に茅ヶ岳、さらに遠方に八ヶ岳を臨む山梨の大観
※参考文献 3-2 より（笛吹市から八ヶ岳）

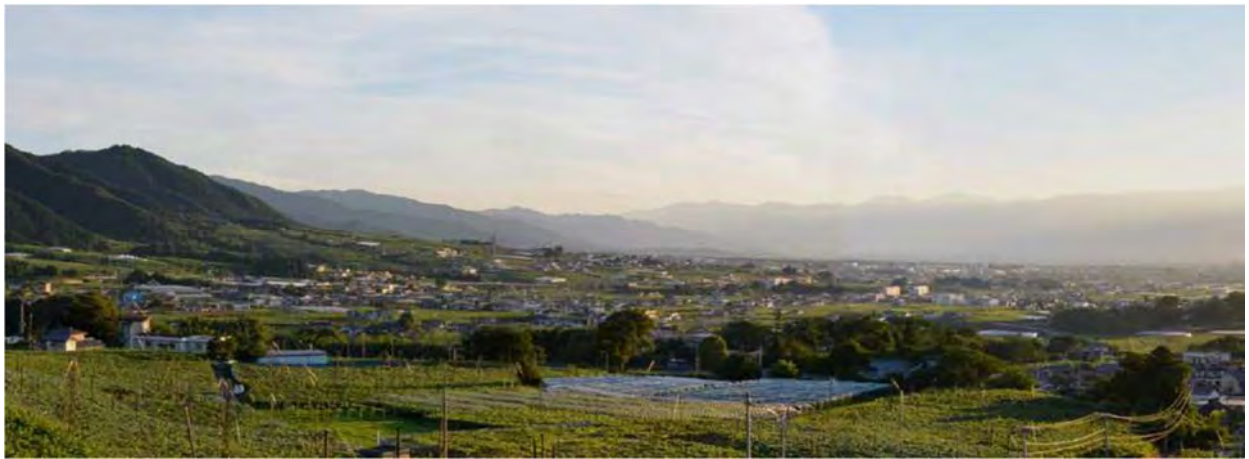


写真 3.4 里山・果樹園景観

左右に盆地を囲む山並み、眼下の斜面地にブドウ棚が広がり、その奥に巨摩山地、その背後にアルプスを臨む果樹園の景観
※参考文献 3-2 より（甲州市から南アルプス）

なお、「県土における景観の特性と課題」「景観形成の基本方針」は、「美しい県土づくりガイドライン」にてまとめられているので、参照して進めることとします。

また、次ページに挙げる「特別な景観的配慮が必要な地域」では、経験や各種の検討手法を駆使する必要があり、景観アドバイザー制度を利用して専門家に相談しながら検討を進める必要があります。【6-1 参照】

※法令等による地域の把握

工作物の種類、性格等を問わず、また地域の状況等にかかわらず、美しい景観をつくり、それを守り育てていくためには、構想・計画、設計・施工、管理、改築等のあらゆる段階で、美しい県土づくりを念頭においた施策に取り組む必要があります。

しかし、**現実的には地域や区間によって、景観的配慮の重要度は異なります。**重要度の必ずしも高くない工作物においても景観的配慮は必要ですが、重要度の高い工作物では検討を十分に行う必要があります。

次表に、検討に着手する上で把握すべき法令等、および特別な配慮が必要な地域を例示しましたが、これら以外にも地域の状況によって重要な場所があり、そのような場所では十分な検討が必要です。

表 3.1- 把握すべき法令等、および特別な配慮が必要な地域

※参考文献 3-5 より

法令	特別な配慮が必要な地域	その他
景観法等	景観地区、準景観地区、 市町村が制定した独自条例、 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮 の手續に関する条例、 景観協定および景観計画に基づく指定地区、 景観重要公共施設、景観重要樹木、 景観法第 16 条に基づく届出行為	景観計画区域、 市町村の景観計画で定められた 景観形成基準や方針等
都市計画法	風致地区	高度地区、特定街区、地区計画
文化財保護法	伝統的建造物群保存地区、文化的景観	
地域における歴史的風致の維持 及び向上に関する法律 (歴史まちづくり法)	歴史的風致維持向上計画に定める重点区域	
都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	
生産緑地法	生産緑地地区	
自然公園法	自然公園内の特別地域	
屋外広告物条例	指定区域	
その他	緑化緑地協定、 建築協定等が存在する地区、 「日本風景街道」内の主なルート	

さらに、上位計画として、

- ・ 市町村が作成している総合計画・基本計画
- ・ 中心市街地活性化や観光振興
- ・ 環境保全等の分野別計画等
- ・ 開発指導要綱

また、建築物の場合は以下の法令も確認する必要があります。

- ・ 建築基準法：総合設計制度、地区計画等の建築条例、建築協定、一団地の総合的設計制度、連担建築物設計制度

例えば、文化財や史跡・旧跡等の周辺の公共構造物は、それらを眺める視点場としての役割も有しており、その景観はそれら資源の評価にも影響を与えることから、施設管理者と協議の上、必要な景観的配慮を行うことが基本です。

なお、道路についてはそのものの位置や線形、道路パターンが歴史的な価値を有していることも多く、歴史的価値のある石積擁壁や橋梁、トンネル、一里塚等の歴史的既存の道路施設等の構成要素と合わせて、地域と道路の歴史を今日に伝える貴重な財産です。これらについては、道路の文化財としてその価値を認め、その構造や外観の保全を行うことを基本とします。



写真3.5 自然や歴史・文化など地域固有の文脈を活かす
※参考文献3-3より（甲府市・甲府城址）



写真3.6 歴史的市街地
※参考文献3-4より（北杜市・台ヶ原宿）



写真3.7 良好な自然景観地
※参考文献3-3より（北杜市・清里高原）

3-3. 景観形成をトータルに考える

公共施設には、道路、河川、砂防・治山、公園、公共建築物など様々なものがあります。それら個々のデザインは良くても、それぞれが個性を競い合っているだけでは、地域全体ではバラバラな景観になってしまいます。

したがって、地域特性に応じた景観形成方針を、公共事業に携わる者や、市町村、地域住民間で話し合い**共有**すること、その上で連携しながら事業を実施することが重要です。そうすれば、地域全体での一体性が生まれ、利用者にとってより使い勝手が良く、心地よいものになります。



写真 3.8 全ての構成要素がトータルにデザインされた道路
駅舎、駅前広場、道路、軌道などの関係する施設が、調整会議のもとにデザインの一体性が図られている。
(熊本・熊本駅城山線)



写真 3.9 堤内側に引き込んだ広場を設けた河川
通常の河川区域内の概念にとらわれず、まちの中へ河川空間を引込み、川沿いにおける憩いのスペースが創出された。
※参考文献 3-8 より (島根・津和野川)



写真 3.10 水遊び場や遊歩道が設けられた砂防施設
砂防学習ゾーンとして、水遊び場や遊歩道が整備された。

※参考文献 3-8 より (長野・牛伏川)



写真 3.11 道路と一体的に景観的に配慮された公園
道路空間の再配分に辺り、並行する河川や公園と一体で検討が実施され、意匠の統一が図られている。

※参考文献 3-9 より (広島・呉市蔵本通り)



写真 3.12 建築の前庭として整備された公園
公園(市)・美術館(県)・護岸(国)の連携によって、湖岸を美術館の前庭のように整備され、建築物が周辺景観に収まっている。

※参考文献 3-10 より (島根・県立美術館)

3-4. 地域景観の「主役」を活かす

公共事業における景観形成では、その地域における景観としての「主役」を見つけ、それを活かすにはどうするのかを考えることが重要です。

「主役」となり得るものにはまず、山梨を実感できる風景としての、美しい山並みや、田園風景など優れた自然景観等が挙げられます。自然景観を主役とする場合は、視点場から視対象として分かり易く見せることが重要です。そのためには公共事業での地形の改変を最小限に留めることや、「主役」を阻害することのないように、見えない、若しくは目立たせないように、色彩や素材などを工夫する必要があります。一方で、橋梁や建築物等のような構造物そのものが、地域のシンボルになることや、周囲の地物と一体となって新たな景観をつくりだすこともあります。

そうした場合には、「図」としての形のプロポーションや、周囲とのバランスを考えることが重要です。



写真 3.13 地域景観の「主役」
※参考文献 3-3 より（忍野村・新名庄川）



写真 3.14 主役を引き立てる橋梁
地域景観の主役はハケ岳の山容であるが、手前に周辺の紅葉と対比的な橋梁があることによって、印象的となる。
※参考文献 3-11 より（北杜市・東沢大橋）



写真 3.15 建築物による地域のシンボル
地域の中心となる建築物（駅舎）を景観の主役にして、見通しが確保できる街路空間が整備された。
※参考文献 3-5 より（東京・行幸通り）

3-5. 本物（オーセンティシティ）を目指す

公共施設の景観形成とは、単に化粧をしたり、偽物で覆い隠すことではありません。そうしたものは時間の経過とともにいずれ飽きられます。

本物にはいつも変わらぬ美しさがあり、**時とともに美しさを増すエイジング**（経年変化により周囲の景観となじんでいくこと）の美もあります。また、長年使い続けられた公共施設の中には、当時の最高技術・**地場の材料**を用いた歴史的価値のある本物があります。そうした施設や材料は、可能な限り活用したり、再利用することが大事です。

○ 望ましい例



写真 3.16 石造

- ・ 自然素材であり耐久性があるほか、経年変化により風格を増す。
 - ・ 再生利用できることを活かし、用途を替えて再利用することで、地域の歴史を物語らせることもできる。
 - ・ 石材の産地では地場産材を使用したり、それ以外の地域でも現場発生材を使用したりすることで、地域性を表現できる。
- （熊本・通潤橋）

▲ 改善が望まれる例



写真 3.17 石風塗装

- ・ 塗装による色彩の自由度は非常に高いが、塗装仕上げは基本的に退色するため、メンテナンス性に配慮が必要である。
- ・ 特に石風塗装は、エイジングがなく目地が浅いなど、石材に比べて違和感を与える。

○ 望ましい例



写真 3.19 耐久性を考慮した自然石使用 As 舗装

骨材に川砂利などの自然石を用いることによって、退色の懸念がなく、美観維持に寄与する。なお、パインダーの特性に配慮して、交通状況にあった工法を選定することが重要である。

※参考文献 3-9 より（長野・海野宿）

○ 望ましい例



写真 3.21 周辺景観に溶け込んだ自然石護岸

自然石護岸（間知石）

- ・色は茶色に近く、色もばらついている（地域で古くから使用されてきた石材：地域の色）
- ・明度は 5 程度（推定）
- ・表面が凹凸している（石の形が一つ一つ異なるため、表情が豊かで立体感がある）

※参考文献 3-12 より（神奈川・和泉川）

▲ 改善が望まれる例



写真 3.20 色だけを合わせたカラー舗装

塗装による色彩操作は、車両通行による剥がれ、紫外線による劣化など、耐久性に留意が必要である。

また、顔料発色は、自然由来の材料との馴染みが悪い。

▲ 改善が望まれる例



写真 3.22 周辺との明度差が大きい護岸

明度が高いコンクリートブロック

- ・色は白に近い
- ・明度は 10 に近い
- ・陰影が少ない
- ・表面はつるつるしている（自然な陰影ではない）

※参考文献 3-12 より

3-6. 景観形成は事業の構想段階から考える

公共事業の実施において、景観形成は重要な要素の一つであるという原則に立ち、構想・計画段階、設計段階、施工段階、維持管理・活用段階のそれぞれの段階に応じて、良好な景観づくりを考えることが重要です。

また、その景観形成方針が、施工から時間を経た維持管理や補修段階、さらに老朽化対策等の大規模修繕においても引き継がれるようにすることが重要です。

※特に県土整備部の事業においては、「公共事業景観検討」を積極的に活用し、この中で定めた「公共事業景観カルテ」等を、施工、維持管理、補修段階においても参照します。



写真 3.23 景観形成方針の継承

延長二百二十一間（約 401.7 m）にわたってイチヨウが植栽され、ビスタの効いた並木道が整備された。このとき、遠近法の効果を得るため、絵画館へ向けて樹高順に下り勾配に配置された。植栽から 90 年以上となるが、適切な管理によって見事な樹形を保ちつつ生長している。

※参考文献 3-13 より（東京・絵画館前通り）

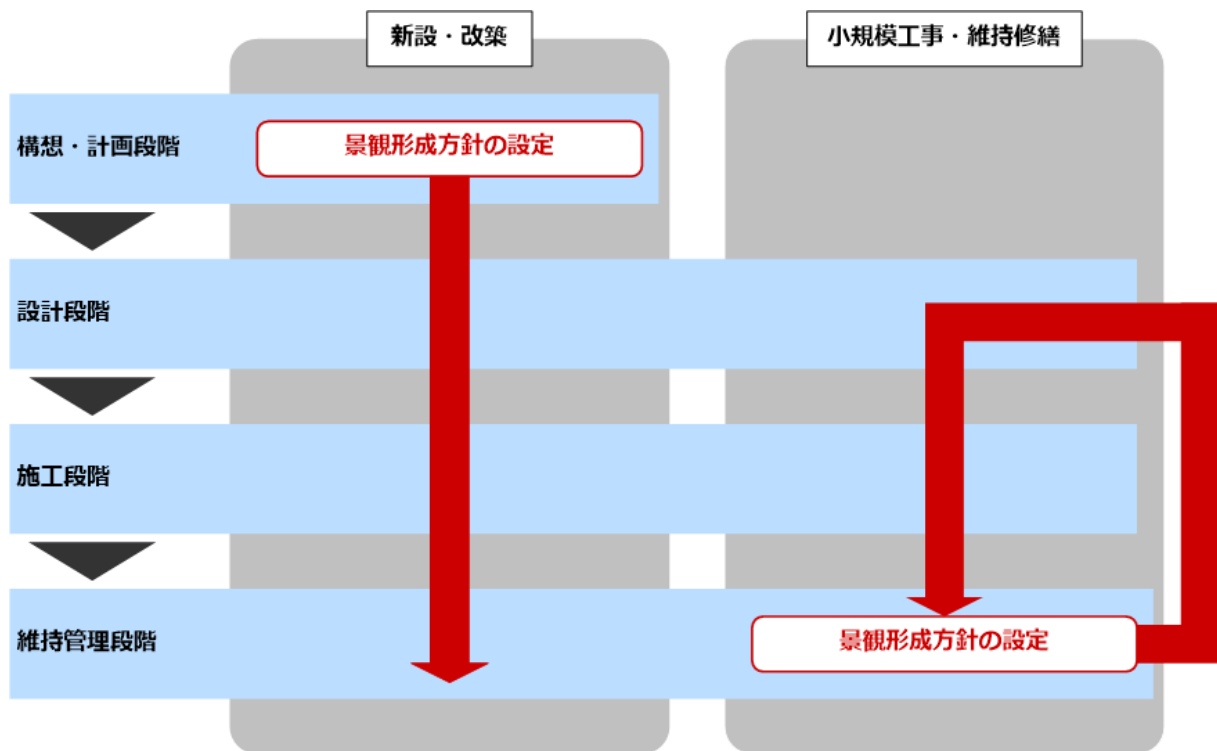


図 3.2 事業段階と景観形成（デザイン）指針

3-7. 公共事業をまちづくりにつなげる

公共事業の実施は、住民が主体となった**まちづくりにつながる重要な機会**でもあります。したがって、公共事業を行う私たちの役割は、まちづくりを行う上でも大きく、積極的に説明会やワークショップ等を開催することにより、公共事業に対する住民の理解を深めるとともに、住民の意見を取り入れることで、住民がまちづくりに参加するきっかけとなり、地域や公共施設に愛着を感じ、地域活動や公共施設の維持管理などにも協力してもらえるような体制づくりに繋げていくことが重要です。



写真 3.24 まちづくり団体による整備

まちの歴史的資源を活かした魅力あるまちづくりを進めようと、住民と行政が協働し、水路・道祖神・井戸などを活用した小スペースが数ヶ所整備された。これらは、現在も憩いの場所として親しまれており、地域住民により清掃も行われている。

(市川三郷町・中北の井戸端)

まちづくり

このガイドラインで使用する「まちづくり」とは、地域の環境を良くするために、住民が主体となり行政と協働して行う総合的な活動です。

なお、景観法に基づく「景観まちづくり」は、国土交通省では以下を指しています。

- ・景観まちづくりは、それぞれのまちや地域が、住民ひとりひとりの資産となり、次代に引き継ぐに値する魅力的なものとなるよう、行政や住民・事業者等が協働して行う取り組みです。
- ・景観まちづくりは、以下に示すように、まちや地域に対して意義深く、取り組む人たちにとっても魅力的な取り組みです。また、行政の立場から見れば、質の高さや美しさを重視した社会資本整備の実現や快適で心地よい生活環境の創出、さらには市民の生涯学習の機会の提供といった、全庁横断的な連携のもとで取り組むべき、重要な政策領域と捉えられます。
 1. 身の回りの心地よさを創り出す
身近な空間の見え方や印象を美しく快適に整える景観まちづくりを通じて、身の回りの心地よさが得られます。
 2. まちの個性を育む
歴史的・伝統的な景観の保全や、まちの新しい魅力をつくる景観まちづくりは、わがまちらしさ・まちの個性を育みます。
 3. 地域の課題改善に役立つ
地域の活性化、コミュニティの育成などの地域の課題改善にも景観まちづくりは役立ちます。
 4. 充実感ややりがいがある
景観まちづくりは、目に見える成果や地域の人々との交流などを通じて、取り組む人に大きな充実感をもたらします。
 5. まちと暮らしに愛着と誇りが持てる
景観まちづくりを通じて、自分のまちや暮らしの良さに気づき、愛着や誇りを持てるようになります。

事例紹介

上高砂地区自治会および上高砂まちづくりプロジェクト（南アルプス市）

- ・堤防の根固めのために植えた松並木を景観重要樹木に指定して保存
- ・かいミント街道の環境美化活動
- ・地域の景観を楽しむフットパス活動
- ・地域の歴史勉強会



写真 3.26

河口浅間まちづくりの会（富士河口湖町）

- ・河口浅間神社や御師集落の歴史文化資源や景観の活用
- ・官民連携による景観形成の推進
- ・イベントを企画し、地域交流の促進



写真 3.27

※参考文献 3-4 より